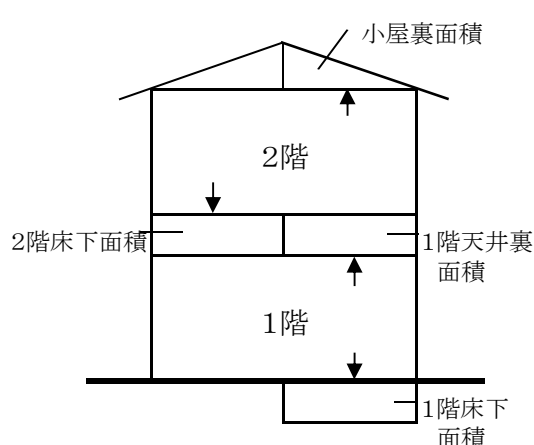


## 小屋裏物置等の取り扱いについて

平成12年11月15日  
日本建築主事会議

小屋裏物置の取り扱いについては、以下のとおり取り扱うことが望ましい。

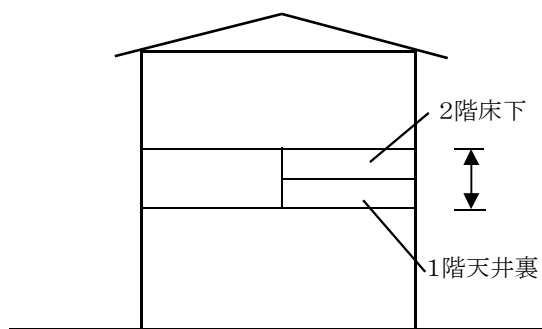
- 1 小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等がある場合、当該物置等の最高の内法の高さが1.4m以下で、かつ、その水平投影面積がその存する部分の床面積の1/2未満であれば、当該部分については階として取り扱う必要はないものとする。
- 2 図の場合、存する部分の床面積1/2の取り扱いは以下のとおりとする。



$$\begin{aligned} & (\text{小屋裏面積} + 2\text{階床下面積}) < (2\text{階床面積} \times 1/2) \\ & \text{及び} (1\text{階天井裏面積} + 1\text{階床下面積}) < (1\text{階床面積} \times 1/2) \\ & \text{かつ} (2\text{階床下面積} + 1\text{階天井裏面積}) < (2\text{階床面積} \times 1/2) \\ & \text{及び} (2\text{階床下面積} + 1\text{階天井裏面積}) < (1\text{階床面積} \times 1/2) \end{aligned}$$

の条件が満たされていれば、小屋裏物置等の部分は階として取り扱わない

- 3 階として取り扱わない小屋裏物置等の部分は、床面積に算入しない。
- 4 図のように、建築物の中間部分に設けられた物置等について、2階床下と1階天井裏が重なる場合のように、合計すれば通常の空間(例えば1.4mを超える高さ)になるものについては、小屋裏物置等とはみなさない。



## 解説

小屋裏物置等は、小屋裏、天井裏等の建築物の余剰空間を利用するものであり、用途については、物入れに限定される。

※ 階として取り扱わない範囲である1/2未満であっても、1/8以上の場合は、構造耐力上必要な軸組の算定の際には、この部分の面積を反映させること。[H12. 5. 23建設省告示第1351号]